

兵庫県公報

令和2年12月25日 金曜日 第169号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	3
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 道路の区域の変更（同）	9
○ 大規模開発及び取引事前指導要綱の一部改正（都市政策課）	9
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	9
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	10
○ 同 上（但馬県民局）	10
公 告	
○ 入札公告（管財課）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	13
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	14
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	15
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	16
○ 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正前の漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数	17
内水面漁場管理委員会告示	
○ 兵庫県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程	17
教育委員会告示	
○ 技能教育のための施設の指定	17
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立教育研修所）	18
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	20

告 示

兵庫県告示第1329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市黒田土地改良区

退任役員

役員区分

理事

同

氏名
松井 茂

谷 和 雄

住 所

神戸市西区平野町黒田129番地の1・130番地
合併地

同 市同区平野町黒田228番地

同	海 妻 俊 一	同	市同区平野町黒田260番地
同	津 村 良 一	同	市同区平野町黒田232番地
同	川 崎 雅 美	同	市同区平野町黒田389番地の1
同	津 村 純 治	同	市同区平野町黒田190番地の1
同	津 村 富 彦	同	市同区平野町黒田187番地
監 事	津 村 道 弘	同	市同区平野町黒田255番地
同	谷 川 豊 和	同	市同区平野町黒田193番地の1
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	松 井 茂	神戸市西区平野町黒田129番地の1・130番地 合併地	
同	海 妻 俊 一	同	市同区平野町黒田260番地
同	津 村 良 一	同	市同区平野町黒田232番地
同	川 崎 雅 美	同	市同区平野町黒田389番地の1
同	津 村 純 治	同	市同区平野町黒田190番地の1
同	津 村 富 彦	同	市同区平野町黒田187番地
監 事	津 村 道 弘	同	市同区平野町黒田255番地
同	谷 川 豊 和	同	市同区平野町黒田193番地の1
二ツ石・中田土地改良区			
退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	清 水 正 昭	洲本市中川原町二ツ石110番地	
同	國 田 保 彦	同 市中川原町二ツ石291番地2	
同	森 勝 美	同 市中川原町二ツ石284番地	
同	駒 勢 只 夫	同 市中川原町二ツ石745番地	
同	石 本 重 義	同 市中川原町二ツ石117番地	
同	植 田 篤 雄	同 市中川原町二ツ石223番地	
同	南 岡 均	同 市中川原町二ツ石805番地	
同	田 中 忠	同 市中川原町二ツ石350番地	
同	藪 田 昌 男	同 市安乎町中田193番地3	
同	浅 田 義 雄	同 市安乎町中田105番地	
同	藪 内 一 行	同 市安乎町中田140番地	
同	岡 本 進	同 市安乎町中田389番地	
同	中 野 金二郎	同 市安乎町中田100番地	
監 事	嶽 定 男	同 市中川原町二ツ石724番地	
同	高 野 敏 男	同 市中川原町二ツ石573番地	
同	中 瀬 博	同 市安乎町古宮408番地	
同	山 下 博 充	同 市安乎町中田37番地	
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	清 水 正 昭	洲本市中川原町二ツ石110番地	
同	國 田 保 彦	同 市中川原町二ツ石291番地2	
同	森 勝 美	同 市中川原町二ツ石284番地	
同	駒 勢 只 夫	同 市中川原町二ツ石745番地	
同	石 本 重 義	同 市中川原町二ツ石117番地	
同	植 田 篤 雄	同 市中川原町二ツ石223番地	
同	久 保 明 典	同 市中川原町二ツ石76番地4	
同	清 水 吉 照	同 市中川原町二ツ石192番地	
同	藪 田 昌 男	同 市安乎町中田193番地3	
同	浅 田 義 雄	同 市安乎町中田105番地	

同	藪 内 一 行	同	市安乎町中田140番地
同	岡 本 進	同	市安乎町中田389番地
同	中 野 金二郎	同	市安乎町中田100番地
監 事	近 藤 武 彦	同	市中川原町二ツ石600番地
同	高 野 敏 男	同	市中川原町二ツ石573番地
同	山 添 勉	同	市安乎町中田332番地
同	山 下 博 充	同	市安乎町中田37番地



兵庫県告示第1330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和2年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市前開土地改良区	令和2年12月3日



兵庫県告示第1331号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県南あわじ市湊1077番地1 杉 谷 富 弘 同 県同 市湊397番地 北 浜 紀 義	湊	湊漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和2年12月25日から令和3年1月8日まで
- (2) 縦覧場所 湊加入区 兵庫県南あわじ市湊1100 湊漁業協同組合



兵庫県告示第1332号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
赤穂市	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1	11月1日から 翌年4月30日まで	別記2	5トン未満	3隻	別記3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年1月4日から同年2月3日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年2月8日から同年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。

イ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

ウ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

別記1 操業区域

共第63、64、66号共同漁業権漁場

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1333号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

区域番号 区域名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
1 武庫川	うなぎ稚魚漁業	別記1の1	2月1日から 4月30日まで	—	—	定めなし	別記2の1
2 鳴尾川	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	同上
3 妙法寺川	同上	別記1の3	同上	同上	同上	同上	同上
4 福田川	同上	別記1の4	同上	同上	同上	同上	同上
5 山田川	同上	別記1の5	同上	同上	同上	同上	同上
6 明石川	同上	別記1の6	同上	同上	同上	同上	同上

7	谷八木川	同上	別記1の7	同上	同上	同上	同上	同上
8	赤根川	同上	別記1の8	同上	同上	同上	同上	同上
9	瀬戸川	同上	別記1の9	同上	同上	同上	同上	同上
10	喜瀬川	同上	別記1の10	同上	同上	同上	同上	同上
11	別府川	同上	別記1の11	同上	同上	同上	同上	同上
12	水田川	同上	別記1の12	同上	同上	同上	同上	同上
13	泊川	同上	別記1の13	同上	同上	同上	同上	同上
14	加古川①	同上	別記1の14	同上	同上	同上	同上	別記2の2
15	加古川②	同上	別記1の15	同上	同上	同上	同上	別記2の3
16	堀川	同上	別記1の16	同上	同上	同上	同上	別記2の1
17	大木曾水路	同上	別記1の17	同上	同上	同上	同上	同上
18	法華山谷川	同上	別記1の18	同上	同上	同上	同上	同上
19	鹿島川 (松村川)	同上	別記1の19	同上	同上	同上	同上	同上
20	天川	同上	別記1の20	同上	同上	同上	同上	同上
21	市川	同上	別記1の21	同上	同上	同上	同上	同上
22	船場川	同上	別記1の22	同上	同上	同上	同上	同上
23	夢前川	同上	別記1の23	同上	同上	同上	同上	同上
24	揖保川	同上	別記1の24	同上	同上	同上	同上	同上
25	富島川	同上	別記1の25	同上	同上	同上	同上	同上
26	加里屋川	同上	別記1の26	同上	同上	同上	同上	同上
27	洲本市	同上	別記1の27	同上	同上	同上	同上	別記2の4
28	淡路市	同上	別記1の28	同上	同上	同上	同上	別記2の5
29	南あわじ市	同上	別記1の29	同上	同上	同上	同上	別記2の6

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年1月4日から同年3月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年2月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和4年1月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付けることがある。

区域番号	条件

1から28までの区域	別記3の1から9まで
29の区域	別記3の1から10まで

- (3) 洲本市、淡路市及び南あわじ市を除く県内に住所を有する者が申請可能な区域
 洲本市、淡路市及び南あわじ市を除く県内に住所を有する者は、区域番号の1から26までの区域から2区域を選択して申請することができる。

別記1 操業区域

(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値

- 1 阪神高速5号湾岸線橋梁下流端から阪神電気鉄道阪神本線橋梁下流端までの武庫川
- 2 次の点A、B、C及びDを結んだ線から上流の鳴尾川
 - A 鳴尾川左岸波除堤基部（北緯34度42分19.1秒 東経135度21分49.7秒）
 - B 鳴尾川左岸波除堤北西端（北緯34度42分19.5秒 東経135度21分48.6秒）
 - C 鳴尾川右岸波除堤突端北東角（北緯34度42分21.2秒 東経135度21分48.3秒）
 - D 鳴尾川右岸波除堤基部（北緯34度42分22.5秒 東経135度21分47.4秒）
- 3 次の点A及びBを結んだ線から上流の妙法寺川
 - A 妙法寺川左岸河川護岸突端（北緯34度38分34.1秒、東経135度8分6.4秒）
 - B 妙法寺川右岸物揚場南東角（北緯34度38分33.7秒、東経135度8分5.1秒）
- 4 垂水漁港臨港道路福田川橋梁下流端から上流の福田川
- 5 次の点A及びBを結んだ線から上流の山田川
 - A 山田川左岸護岸下流端（北緯34度38分20.3秒、東経135度1分33.8秒）
 - B 山田川右岸護岸下流端（北緯34度38分21.3秒、東経135度1分32.4秒）
- 6 次の点A及びBを結んだ線から上流の明石川
 - A 明石川左岸護岸下流端（明石市大観町南西角 北緯34度38分35.5秒、東経134度58分42.6秒）
 - B 明石川右岸護岸下流端（明石市船上町南東角 北緯34度38分35.6秒、東経134度58分35.6秒）
- 7 次の点A及びBを結んだ線から上流の谷八木川
 - A 谷八木川左岸護岸下流端（北緯34度39分48.6秒、東経134度56分34.3秒）
 - B 谷八木川右岸護岸下流端（北緯34度39分49.5秒、東経134度56分32.4秒）
- 8 県道380号（江井ヶ島大久保停車場線）赤根川橋梁下流端から上流の赤根川
- 9 次の点A及びBを結んだ線から上流の瀬戸川
 - A 瀬戸川左岸護岸下流端（北緯34度41分19.9秒、東経134度53分44.2秒）
 - B 瀬戸川右岸護岸下流端（北緯34度41分21.3秒、東経134度53分41.6秒）
- 10 次の点A及びBを結んだ線から上流の喜瀬川
 - A 喜瀬川左岸護岸下流端（浜田埋立地南西角 北緯34度42分39.6秒、東経134度51分33.7秒）
 - B 阿閑漁港埋立地南東角（北緯34度42分41.2秒、東経134度51分31.4秒）
- 11 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の別府川。ただし、水田川の区域（水田川排水機場水門下流端から上流の区域）を除く。
 - A 別府川河口左岸波除堤基部（北緯34度42分55.6秒、東経134度50分49.9秒）
 - B 別府川河口左岸波除堤突端北西角（北緯34度42分56.3秒、東経134度50分47.5秒）
 - C 別府川河口右岸東播磨港別府港埋立地南東角（北緯34度42分55.5秒、東経134度50分43.4秒）
- 12 水田川排水機場水門下流端から上流の水田川
- 13 次の点A及びBを結んだ線から上流の泊川
 - A 東播磨港尾上地区西物揚場南西角（泊川左岸導流堤）突端（北緯34度43分56.7秒、東経134度48分43.4秒）
 - B 東播磨港別府西港区西防波堤北東角（北緯34度43分53.6秒、東経134度48分40.8秒）
- 14 次の点A及びBを結んだ線から山陽電気鉄道加古川橋梁下流端までの加古川
 - A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部（北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒）
 - B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行に引いた線と加古川左岸との交点（北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
- 15 次の点A及びBを結んだ線から国道250号（明姫幹線）上流潮止堰堤（古新堰堤）までの加古川

- A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基部(北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒)
B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行に引いた線と加古川左岸との交点(北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒)
- 16 次の点A、B及びCを結んだ線から高砂樋門までの堀川
A 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤基部(北緯34度43分56.4秒、東経134度48分5.2秒)
B 堀川河口右岸防波堤突端北東角(北緯34度43分57.3秒、東経134度48分1.6秒)
C 堀川河口右岸防波堤基部(北緯34度43分58.6秒、東経134度48分0.9秒)
- 17 東播磨港高砂西港公共岸壁の延長線から上流の大木曾水路
- 18 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の法華山谷川
A 東播磨港荒井地区東防波堤基部(北緯34度45分1.1秒、東経134度46分8.1秒)
B 東播磨港荒井地区東防波堤突端北西角(北緯34度45分1.1秒、東経134度46分3.9秒)
C 電源開発株式会社高砂火力発電所専用岸壁南東角(北緯34度45分3.0秒、東経134度45分55.2秒)
- 19 次の点A及びBを結んだ線から上流の鹿島川(松村川)
A 高砂市曾根町埋立地南東角(北緯34度45分38.2秒、東経134度45分58.3秒)
B 東播磨港(曾根)公共物揚場北端(北緯34度45分35.4秒、東経134度45分57.7秒)
- 20 次の点A及びBを結んだ線から上流の天川
A 高砂市曾根町埋立地南西角(北緯34度45分42.9秒、東経134度45分42.4秒)
B 東播磨港伊保地区(曾根)西防波堤基部(北緯34度45分44.0秒、東経134度45分39.3秒)
- 21 次の点A、Bを結んだ線から永世橋下流端までの市川
A 姫路市飾磨区中島字川尻新田護岸南東角(北緯34度46分52.7秒、東経134度40分40.0秒)
B Aから83度25分の線と対岸との交点(北緯34度46分54.3秒、東経134度40分56.8秒)
- 22 次の点A及びBを結んだ線から上流の船場川
A 姫路港入船地区埋立地南東角(北緯34度46分46.8秒、東経134度39分0.9秒)
B Aから正東(90度)の線と対岸との交点(北緯34度46分46.8秒、東経134度39分14.1秒)
- 23 次の点A及びBを結んだ線から西日本旅客鉄道姫新線橋梁下流端までの夢前川
A 姫路港入船地区埋立地南西角(北緯34度46分46.8秒、東経134度38分55.8秒)
B Aから正西(270度)の線と対岸との交点(北緯34度46分46.8秒、東経134度38分45.9秒)
- 24 次の点A及びBを結んだ線から点C及びDを結んだ線までの揖保川
A 姫路市網干区興浜地先揖保川左岸コンクリート堤防北端(北緯34度46分28.8秒、東経134度34分56.3秒)
B Aから293度の線と対岸との交点(北緯34度46分30.7秒、東経134度34分50.9秒)
C 網干川右岸の揖保川合流点(網干水門北西角)(北緯34度46分53.6秒、東経134度35分9.8秒)
D Cから257度の線と対岸との交点(北緯34度46分52.1秒、東経134度35分1.7秒)
- 25 次の点A及びBを結んだ線から上流の富島川
A 富島川右岸河口突堤基部(北緯34度46分12.8秒、東経134度33分28.4秒)
B Aから130度の線と対岸との交点(北緯34度46分8.9秒、東経134度33分34.0秒)
- 26 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の加里屋川
A 千鳥防波堤基部北西角(北緯34度43分53.1秒、東経134度22分32.0秒)
B 松鼻防波堤突端北東角(北緯34度43分58.0秒、東経134度22分25.8秒)
C 松鼻防波堤基部北角(北緯34度43分58.8秒、東経134度22分25.1秒)
- 27 洲本市内の河川
28 淡路市内の河川
29 南あわじ市内の河川。ただし、三原川右岸御原橋下流端から80メートル下流までの区域を除く。
- 別記2 漁業を営む者の資格
- 1 洲本市、淡路市及び南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又はほんうなぎの養殖業を営む者若しくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 2 洲本市、淡路市及び南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。

- 3 洲本市、淡路市及び南あわじ市を除く県内に住所を有する者であつて、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者のうち操業区域内の漁業権の行使権を有する者若しくは操業区域内の漁業権者の同意を得ている者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 4 洲本市に住所を有する者であつて、にほんうなぎの養殖業を営む者又はしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 5 淡路市に住所を有する者であつて、にほんうなぎの養殖業を営む者又はしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 6 南あわじ市に住所を有する者であつて、にほんうなぎの養殖業を営む者又はしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。

別記3 条件

- 1 たも網によるすくいとり以外の方法により採捕してはならない。
- 2 同時に使用するたも網は1本を超えてはならない。
- 3 火光として使用する照明器具は2個を超えて使用してはならない。
- 4 船舶を使用して採捕してはならない。
- 5 許可証に記載された漁業従事者以外の者を従事させてはならない。
- 6 操業するときは、採捕従事者証を携帯しなければならない。
- 7 漁獲量の上限5キログラムを超えて採捕してはならない。
- 8 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、農林水産大臣から県内ではほんうなぎの養殖業を営む者に配分された池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。
- 9 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者以外の者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、全国のおなぎ養殖業の池入量が国の定めた池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。
- 10 三原川においては発電機を使用してはならない。



兵庫県告示第1334号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成30年兵庫県告示第414号により指定した区域（篠山市山内町64番3の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物



兵庫県告示第1335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年12月25日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年12月25日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 姫路環状線	姫路市御立中六丁目1024番8から 同市御立中六丁目1024番13まで	旧	5.0から 5.0まで	22.0	
		新	5.0から 6.0まで	22.0	



兵庫県告示第1336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年12月25日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 生瀬門戸荘線	西宮市宝生ヶ丘一丁目1357番3から 同市宝生ヶ丘一丁目294番2まで	旧	4.0から 12.0まで	226.0	
		新	10.0から 12.0まで	226.0	一部 予定地



兵庫県告示第1337号

大規模開発及び取引事前指導要綱（昭和50年兵庫県告示第185号）の一部を次のように改正し、令和3年1月1日から施行する。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

別記様式中

「住所

氏名

印」

を

「住所

氏名

電話（ ）

—

番

電子メール

」

に改める。



兵庫県告示第1338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画都市高速鉄道
西日本旅客鉄道山陽本線

2 都市計画を変更した土地の区域
姫路市西延末



兵庫県告示第1339号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R02中播位置 0003号	2.12.10	宍粟市山崎町金谷字蟻留筋10番1の一部、12番1の一部、10番1地先里道、11番地先水路	6.00	74.93



兵庫県告示第1340号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R02但馬位置 0006号	2.12.14	豊岡市八社宮字花貫413番2の一部、414番2の一部	6.00	38.10

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年12月25日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県本庁舎ほか2庁舎で使用するガス 予定数量350,988m³/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4937

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間

令和2年12月25日（金）から令和3年1月12日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 北澤
電話（078）341-7711 内線2548

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間

- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間等

令和2年12月28日（月）から令和3年1月12日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和3年2月5日（金）午前10時から

場所 兵庫県庁西館4階405号室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

- (4) 入札書の受領期限

上記(3)の入札及び開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送により入札書を提出する場合には、令和3年2月4日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年2月3日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)及び(5)に示したガスの供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和3年1月12日(火)午後5時までに提出すること。

また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

- Supply of gas, 350,988m³/1 year
- (3) Fulfillment period:
From April 1, 2021 through March 31, 2022
- (4) Location:
As per designated by the head of the procuring entity in specification
- (5) Deadline for tender:
10:00 February 5, 2021 by direct delivery
17:00 February 4, 2021 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:
Mr. Kitazawa, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 Ext. 2548



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ザグザグ播磨町古宮店
所在地 加古郡播磨町古宮七丁目658番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ザグザグ	岡山市中区清水369番地2	森 信
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ザグザグ	岡山市中区清水369番地2	森 信
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年8月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,156平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
43台
 - (2) 駐輪場の収容台数
33台
 - (3) 荷さばき施設の面積
51.8平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時
閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後10時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出口 1箇所、入口 1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和2年12月3日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和2年12月25日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和3年4月26日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	最低売却価格 (円)	建物の有無
4	神戸市北区緑町三丁目7番1	7,336.92	宅地	非公表	有

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

令和2年12月25日（金）から令和3年1月20日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日等（兵庫県の休日）を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日）を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県公社館大会議室（1階）

(2) 日時

令和3年1月22日（金）午前10時30分

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当
電話（078）341-7711 内線4875

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8

分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和2年12月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	91,933
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	674,579



兵庫県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和2年12月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	58,112
神戸市灘区	36,207
神戸市中央区	36,909
神戸市兵庫区	30,211
神戸市北区	60,256
神戸市長田区	26,483
神戸市須磨区	45,022
神戸市垂水区	60,818
神戸市西区	66,859
姫路市	139,917
尼崎市	129,527
明石市	83,851
西宮市	132,812
洲本市	12,314
芦屋市	26,653
伊丹市	55,946
相生市	8,165
豊岡市	22,474
加古川市	73,444
たつの市及び揖保郡	30,450
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	22,334
西脇市及び多可郡	16,981
宝塚市	64,710
三木市	21,548
高砂市	25,028
川西市及び川辺郡	52,566
小野市	13,168
三田市	30,952
加西市	12,223

丹波篠山市	11,497
養父市及び朝来市	14,982
丹波市	17,731
南あわじ市	13,129
淡路市	12,377
宍粟市	10,492
加東市	10,773
加古郡	18,019
神崎郡	11,745
美方郡	8,956



兵庫県選挙管理委員会告示第69号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正前の漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

令和2年12月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

兵庫県瀬戸内海海区	1,954
但馬海区	237

内水面漁場管理委員会告示

兵庫県内水面漁場管理委員会告示第3号

兵庫県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月25日

兵庫県内水面漁場管理委員会
会長 近藤 敬三

兵庫県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程

兵庫県内水面漁場管理委員会規程（昭和40年兵庫県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(公文書の管理)」に改め、同条中「文書の処理」を「公文書の管理」に、「本庁文書取扱規程（昭和43年兵庫県訓令第6号）」を「公文書管理規則（令和2年兵庫県規則第27号）」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第6号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として次のとおり指定した。

令和2年12月25日

兵庫県教育委員会
教育長 西上 三鶴

- 1 技能教育のための施設の名称等
三宮みのり高等部（神戸市中央区磯上通8丁目1番33号）
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
経済活動と法	経済活動と法
マーケティング	マーケティング

簿記

簿記

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年12月25日

契約担当者

兵庫県立教育研修所長 小山智久

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
教育情報ネットワーク通信回線調達業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
仕様書別紙「履行場所一覧」のとおり
- (5) 入札方法
上記(1)の物品等について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく登録電気通信事業者であること。
- (6) 兵庫情報ハイウェイと接続する同種の通信回線の提供実績を有する者であること。

3 入札参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒673-1421 加東市山国2006—107
兵庫県立教育研修所 担当 荻野
電話（0795）42—3100
- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和2年12月25日（金）から令和3年1月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び令和2年12月29日から令和3年1月3日までを除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
日時 令和3年2月4日（木）午後2時
場所 兵庫県立教育研修所
- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年2月3日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年2月2日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札参加者に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書が到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年2月11日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に委任状を提出すること。

キ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Tomohisa Koyama, Director of Hyogo Prefectural Institute for Educational Research and In-Service Training

- (2) Nature of the required service:
Constructing communication lines environment and Providing communication lines services for educational information network system and related services
- (3) Fulfilment period:
From April 1, 2021 to March 31, 2026
- (4) Delivery location:
Higashinada High School and other locations (as specified in the specifications)
- (5) Deadline for the submission of tender application form:
17:00 January 15, 2021 direct delivery
17:00 January 15, 2021 by mail
- (6) Deadline for tender:
14:00 February 4, 2021 by direct delivery
17:00 February 3, 2021 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr.Ogino, General Affairs Division, Hyogo Prefectural Institute for Educational Research and In-Service Training
2006-107 Yamakuni, Kato, Hyogo 673-1421
TEL (0795)42-3100

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第363号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年12月25日

兵庫県公安委員会
委員長 奥谷勝彦

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）
- (2) 実施期日
ア 新規取得講習
令和3年2月1日（月）から同月9日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間
イ 追加取得講習
令和3年2月4日（木）から同月9日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間
- (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
- (4) 修了考査の実施
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和3年2月9日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で50人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
- (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第

4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和3年1月7日(木)から同月19日(火)までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 3の(1)のイに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 3の(1)のウに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 3の(2)のイに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 3の(2)のウに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(イ) 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

8 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

9 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

10 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

11 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

12 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166